

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名: みなかみ町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
転居費	助成	空き家等活用促進事業	・みなかみ町の空き家バンクに登録された物件を みなかみ町に定住のため賃借する方を対象	・みなかみ町に住民登録を行っている者で、補助 金の申請時に夫婦の合計年齢が90歳未満であ ることまたは本町に転入した者で、転入の届出の 日から3月以内の者で、当該転入の際に継続し て3年以上本町以外の市区町村の住民基本台 帳に登録されていた者であること。 ・転入の届け出の日から3ヶ月以内の者で、転入 の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の 住民基本台帳に登録されていた者 ・町税等に滞納がない者	・空き家等の月額賃借費用の1/4(上限1万円、 土地のみは不可/支給年数上限3年) ・空き家等購入費用及び改修等費用の1/10(上 限100万円):若年夫婦以外は500,000円が上 限			随時	予算内	企画課	0278-25-5032	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
老朽空き家等対策事業	助成	みなかみ町空き家解体補助金	・土木工事業、建築工事業が請け負う解体工事 ・とび、土工工事業が請け負う解体工事(制限有・経 過措置) ・建設リサイクル法の規定による登録を受けた事業者 が請け負う解体工事(軽微な工事) ・町内に本店又は主たる事務所を有する者が施工す る工事	登記事項証明書に所有者として登録されている者も しくはその相続人、またそれらの者から同意を得た者 町税等を滞納していない者	・解体工事に要する経費の1/3 ・一般住宅または併用住宅の限度額は、20万円(旧 耐震基準(昭和56年5月31日以前)の建物の場合 は、30万円) ・その他建物の限度額は、10万円(旧耐震基準(昭 和56年5月31日以前)の建物の場合、15万円)			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami.gunma.jp/	